

西 監 第 62 号
令和3年8月6日

辻本 駿 様

西尾市監査委員 糟 谷 修
西尾市監査委員 藤 井 基 夫

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

令和3年7月30日付けをもって提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）は、請求人から令和3年6月11日付で提出された西尾市職員措置請求と、対象とした契約行為は異なるものの、二つの契約の契約期間以外は同一の内容であり、それに対する請求人の主張も同一であると判断した。

よって、本件請求の監査結果は、別添、令和3年8月6日付け西監第33号と同様であり、監査対象事項において、違法性及び不当性は認められないため、請求人の主張に理由がないものと認め請求を棄却する。